

労働環境改善スケジュール

分野名	活動	作業内容	これまで1ヶ月の動きと今後6ヶ月の予定	6月							7月							8月			9月	10月	11月	12月	1月以降	備考						
				25	2	9	16	23	30	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上		中	下				
防護装備	1	防護装備の適正化検討	(実績) ・DS2マスク不要作業でのDS2マスクを着用しない運用の定着、推進 (予定) ・DS2マスク不要作業でのDS2マスクを着用しない運用の定着、推進 ※管理対象区域を3つのゾーンに区分し、各区分に応じた防護装備を着用することで、作業時の負荷軽減による作業性の向上を図る	DS2マスク不要作業でのDS2マスクを着用しない運用の定着、推進																												(継続実施)
				現通作業																												
ヒューマンエラー防止	2	ヒューマンエラー発生防止	(実績) ・安全衛生推進協議会の開催：協力企業に対するヒューマンエラー発生防止の意識向上と基本動作の徹底等 (予定) ・安全衛生推進協議会の開催：協力企業に対するヒューマンエラー発生防止の意識向上と基本動作の徹底等	協力企業に対するヒューマンエラー発生防止の意識向上と基本動作の徹底等																												(継続実施)
				現通作業																												
人身安全	3	重傷災害撲滅、全災害発生状況の把握	(実績) ・協力企業との情報共有、安全施策の検討・評価 ・安全衛生推進協議会の開催：災害事例等の再発防止対策の周知等 ・作業毎の安全施策の実施（TBM-KY等） ・熱中症予防対策の実施（4～10月） (予定) ・協力企業との情報共有、安全施策の検討・評価 ・安全衛生推進協議会の開催：災害事例等の再発防止対策の周知等 ・作業毎の安全施策の実施（TBM-KY等） ・熱中症予防対策の実施（4～10月）	情報共有、安全施策の検討・評価																												(継続実施)
				現通作業																												
労働環境改善	4	長期健康管理の実施	(実績) ・検査対象者・医療機関等からの問い合わせ対応及び検査費用の精算手続き ・2023年度対象者（退職者及び協力企業作業員）への検査案内に向けた準備 (予定) ・検査対象者・医療機関等からの問い合わせ対応及び検査費用の精算手続き ・2023年度対象者（退職者及び協力企業作業員）への検査案内に向けた準備	健康相談受付																												(継続実施)
				現通作業																												
健康管理	5	継続的な医療職の確保と患者搬送の迅速化	(実績) ・1F救急医療室の2023年10月までの医師確保完了（固定医師1名＋ローテーション支援医師） ・1F救急医療室の8～10月の勤務医師調整 (予定) ・1F救急医療室の11～1月の勤務医師調整 ・1F救急医療室の2～4月の勤務医師調整	1F救急医療室の8～10月の勤務医師調整																												新規追加 (1月まで継続実施)
				検討・設計																												
健康管理	6	感染症対策の実施	(実績) ・新型コロナウイルス感染症対策の実施 (予定) ・新型コロナウイルス感染症対策の実施	新型コロナウイルス感染症対策の実施																												対策終了時期調整中
				現通作業																												
要員管理、労働環境改善	7	作業員の確保状況と地元雇用率の実態把握	(実績) ・作業員の確保状況と地元雇用率についての調査・集計 (予定) ・作業員の確保状況と地元雇用率についての調査・集計	▼作業員の確保状況調査依頼																												作業員の確保状況集約
				検討・設計																												
要員管理、労働環境改善	8	労働環境・就労実態に関する企業との取り組み	(実績) ・労働環境・就労実態に関する意見交換及び実態把握 ・意見交換及び実態把握に基づく解決策の検討・実施・結果のフィードバック ・相談窓口への連絡（処遇・労働条件等）への対応 (予定) ・労働環境・就労実態に関する意見交換及び実態把握 ・意見交換及び実態把握に基づく解決策の検討・実施・結果のフィードバック ・相談窓口への連絡（処遇・労働条件等）への対応 ・作業員へのアンケートによる実態把握	労働環境・就労実態に関する意見交換及び実態把握、解決策の検討・実施・結果のフィードバック																												(継続実施)
				現通作業																												

区分	活り	作業内容	これまで1ヶ月の動きと今後6ヶ月の予定		6月		7月				8月			9月	10月	11月	12月	1月以降	備考
			25	2	9	16	23	30	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	

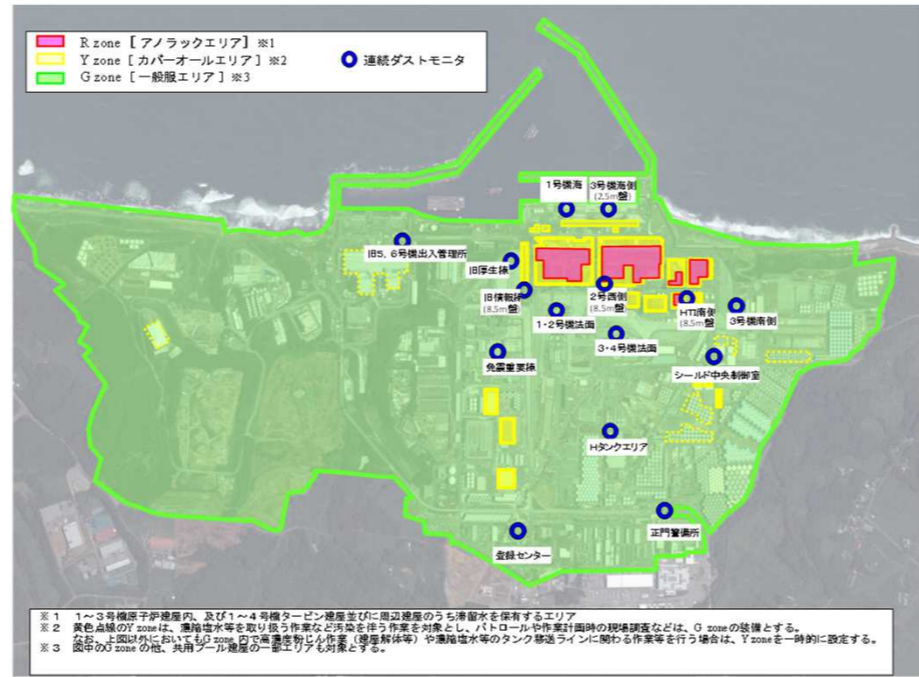
廃炉中長期実行プラン2023

年度		2022(実績)	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
その他	その他		管理対象区域内の企業棟整備（計画的に順次整備する）											

<凡例>

- 作業の期間
- 変更が見込まれる期間
- 工程間の関連
- 追加した工程
- 変更した工程
- 実施を取り止めた工程

注：今後の検討に応じて、記載内容には変更があり得る



管理対象区域の運用区分 レイアウト

提供：日本スペースイメージング、©DigitakGlobe

労働環境の改善に向けたアンケートへのご協力をお願い

2023年7月

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

日頃、福島第一原子力発電所の廃炉作業に取り組んでいただき、ありがとうございます。また、毎年アンケートにご協力いただき、感謝しております。

今年も引き続き“安心して働きやすい職場環境”を作るため、日頃から皆さまが感じていることや、改善を望んでいることをお聞きしたく、アンケートを実施させていただきます。なお、このアンケートにお答えいただいた方が特定され、不利益になることのないようにいたしますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

<ご回答方法について>

- ① ご回答は選択肢に○をつける場合と、言葉や文章を書く場合があります。
- ② ○をつける数など詳しい回答方法は各質問の指示に従って回答してください。

<ご提出方法について>

○回答後のアンケート用紙は、ご自身で(アンケートの入っていた)シール付き封筒に入れ、シールでしっかり封をした上、元請企業(雇用企業)にご提出をお願いします。

<アンケートに関する相談窓口について>

「アンケート内容をチェックされた」、「事実と違う内容を書くように言われた」などの場合は、以下の相談窓口までご連絡ください。

【相談窓口】

東京電力ホールディングス株式会社 アンケート相談窓口

電話 : 0120-0000-0000 (無料)

窓口設置期間 : 7月28日(金)～8月10日(木)

受付時間 : 平日 9～16時(12～13時を除く)

～質問は次のページから始まります～

年齢・元請企業、福島第一で作業した年数について教えてください。

年 齢	1. 10代 4. 40代	2. 20代 5. 50代	3. 30代 6. 60代以上
<p>現在行っている作業 の元請企業の業種 (英字 A~D)と企業名 (数字 1~57) (業種と企業名の両方 に○をつけてくださ い)</p>	A. プラントメーカー		
	<p>1. 日立 GE ニュークリア・エナジー 2. 東芝エネルギーシステムズ 3. 東芝プラントシステム 4. 三菱重工業</p>		
	B. 建設会社		
	<p>5. 安藤・間 6. 鹿島建設 7. 熊谷組 8. 五洋建設 9. 倉伸 10. 大成建設 11. 竹中工務店 12. 東亜建設工業 13. 中里工務店 14. 前田建設工業 15. 三井住友建設 16. 片岡建設 17. 福浜大一建設 18. 常磐開発</p>		
C. 東京電力グループ会社			
<p>19. 東京パワーテクノロジー(TPT) 20. 関電工 21. 東京エネシス(Q'd) 22. 東電物流 23. 東京レコードマネジメント 24. 東双不動産管理 25. 日本原子力防護システム 26. 東電設計 27. 日立システムズパワーサービス 28. 東双みらいテクノロジー</p>			
D. その他			
<p>29. アトックス 30. 宇徳 31. エイブル 32. 応用地質 33. 岡野バルブ製造 34. オルガノ 35. 神戸製鋼所 36. 芝工業 37. 新日本空調 38. 太平電業 39. 東京防災設備 40. 阪和 41. ALSOK 福島 42. 関電プラント 43. マグナ通信工業 44. ICUS 45. ウインズトラベル 46. 報徳バス 47. 浜通り交通 48. 日本フィールドエンジニアリング 49. 日本碍子 50. ウツエバルブサービス 51. 富士電機 52. ネクセライズ 53. 古河電気工業 54. 建装工業 55. 日本フェンオール 56. 福島クリエイト 57. 相双生コンクリート協同組合</p>			
<p>東日本大震災（2011 年 3 月 11 日）以降、 福島第一で作業した 年数</p>	<p>1. 1 年未満 2. 1 年～2 年未満 3. 2 年～3 年未満 4. 3 年～4 年未満 5. 4 年～5 年未満 6. 5 年～6 年未満 7. 6 年～7 年未満 8. 7 年～8 年未満 9. 8 年～9 年未満 10. 9 年～10 年未満 11. 10 年～11 年未満 12. 11 年以上</p>		

現在、働かれている会社の本社の所在地はどちらの市町村ですか。

(あてはまるもの1つに○)

地 域	1.福島県外
	2.いわき市 3.双葉町 4.広野町 5.楡葉町 6.富岡町
	7.大熊町 8.浪江町 9.川内村 10.葛尾村 11.相馬市
	12.南相馬市 13.新地町 14.飯舘村 15.田村市 16.川俣町
	17.上記 2.～16.以外の福島県内市町村

住民票住所はどちらの市町村ですか。(あてはまるもの1つに○)

地 域	1.福島県外
	2.いわき市 3.双葉町 4.広野町 5.楡葉町 6.富岡町
	7.大熊町 8.浪江町 9.川内村 10.葛尾村 11.相馬市
	12.南相馬市 13.新地町 14.飯舘村 15.田村市 16.川俣町
	17.上記 2.～16.以外の福島県内市町村

実際にお住まいのご住所※はどちらの市町村ですか。(あてはまるもの1つに○)

地 域	1.福島県外
	2.いわき市 3.双葉町 4.広野町 5.楡葉町 6.富岡町
	7.大熊町 8.浪江町 9.川内村 10.葛尾村 11.相馬市
	12.南相馬市 13.新地町 14.飯舘村 15.田村市 16.川俣町
	17.上記 2.～16.以外の福島県内市町村

※福島第一原子力発電所まで通勤しているご自宅、寄宿舍などの住所

作業時の服装に近いもの、または最も多く着用する装備はどれですか。

1. カバーオール+アノラック+全面マスク (Rゾーン装備) 下図 ①
2. カバーオール+半面マスクまたは全面マスク (Yゾーン装備) . . . 下図 ②
3. 一般作業服+DS2 マスク (Gゾーン装備) 下図 ③
4. 一般作業服 (上記の1. ~ 3. 以外)

各ゾーンの装備

<p>① Rゾーン・Rαゾーン・ Yβゾーン (アノラックエリア)</p>	<p>② Yゾーン (カバーオールエリア)</p>	<p>③ Gゾーン (一般エリア)</p>
<p>全面マスク</p>    <p>カバーオールの上にアノラック</p>	<p>全面マスク又は半面マスク</p>    <p>カバーオール</p>	<p>使い捨て式防じんマスク</p>    <p>一般作業服</p>

設問 1 福島第一原子力発電所共用部の不安全箇所について

問 1. 福島第一原子力発電所構内・構外において、皆さまが共通して使用する場所（例：共用道路、共用駐車場、入退域管理施設など）は安全と感じますか。
（あてはまるもの 1 つに○）

1. 安全と感じる 設問 2 へ

2. まあ安全と感じる 設問 2 へ

3. あまり安全でないと感じる

4. 安全でないと感じる

5. わからない 設問 2 へ

問 1-1. 安全でないと感じる理由は何ですか。（あてはまるもの 1 つに○）

1. 現場までの照明が暗い

2. 一斉放送が聞きづらい

3. 歩道と車道の境界が不明確な場所がある

4. 道路の整備状況が悪い

5. 標識が整備されていない場所がある

6. Gゾーン、Yゾーン、Rゾーンの境界が不明確な場所がある

7. その他

安全でないと感じる内容（場所等）や東京電力に改善してほしいことがありましたら、具体的に以下の欄に書いてください。

（例：1号機タービン建屋2階東側の共用安全通路の照明（蛍光灯）が暗く、歩行の際つまづく危険があるので、明るい照明に取り換えてほしい。）

「7. その他」安全でないと感じる内容（場所等）や東京電力に改善してほしいことがありましたら、具体的に以下の欄に書いてください。

（例：雨天時、○○と○○の間の共用通路の路面が濡れて滑りやすいので、共用通路の両側に手すりをつけるか、滑りにくい舗装にしてほしい。）

設問 2 救急医療室（ER）の利用しやすさについて

問 2. 救急医療室（ER）では、軽い体調不良、切りキズなどでも早めに診察、処置してもらいたいと考えています。具合が悪くなったり、ケガをした場合に救急医療室（ER）を利用しようと思いますか。（あてはまるもの1つに○）

- | | | | |
|------------------|----------|---------------|----------|
| 1. 利用しようと思う | → 設問 3 へ | 2. まあ利用しようと思う | → 設問 3 へ |
| 3. あまり利用しようと思わない | | 4. 利用しようと思わない | |

→ 問 2-1. 「3. あまり利用しようと思わない」「4. 利用しようと思わない」と感じる理由は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

1. 発生状況を根掘り葉掘り聞かれる
2. 元請企業、雇用企業に迷惑がかかる
3. どの程度のケガをしたら、救急医療室（ER）に行けば良いか分からない
4. 救急医療室（ER）に行くのがめんどくさい
5. ケガをした場合、原因調査がされるのが嫌だ
6. 救急医療室（ER）に行くと大事になるので行きたくない
7. 理由はないが何となく行きたくない
8. 救急医療室（ER）に行ったことで、めんどうなことに巻き込まれたくない
9. 救急医療室（ER）に行っても、その後他の医療機関に行かなければいけない
10. その他

→ 東京電力に改善してほしいことがありましたら、具体的に以下の欄に書いてください。

利用しようとは思わないと感じる理由や東京電力に改善してほしいことがありましたら、具体的に以下の欄に書いてください。

設問 3

AED(自動体外式除細動器)の設置場所と使い方について

問 3. 福島第一原子力発電所の構内・構外には、万が一の救急時の備えとして、多くの施設に AED(自動体外式除細動器)と呼ばれる装置が置いてありますが、自分の作業場所から一番近い AED の場所を知っていますか。(あてはまるもの 1 つに○)

1. 知っている

2. 知らない

▶ 問 3-1. 実際に AED を使用しなければならない状況になった場合、あなたは使用することができますか。(あてはまるもの 1 つに○)

1. 使用できる
2. 自信はないが何とか使用できる
3. 自信がないので他の人に任せる
4. 使用できない

AED の設置場所や使い方について、東京電力に改善してほしいことがありましたら、具体的に以下の欄に書いてください。

設問 4

休憩所の人との間隔と快適さについて

問 4. 東京電力では、作業員の皆さまの休憩所の整備を進めています。
 あなたがお使いの休憩所は、人との間隔は保たれていますか。
 快適さはいかがでしょう。(あてはまるものそれぞれ1つに○)

人との間隔について	快適さについて
1. 保たれている	6. 快適と感じる
2. まあ保たれている	7. まあ快適と感じる
3. あまり保たれていない	8. あまり快適と感じない
4. 保たれていない	9. 快適と感じない
5. 休憩所は使っていない	

▶ 問 4-1. 人との間隔が保たれていない、快適と感じないとお答えの休憩所はどちらですか。(あてはまるものすべてに○)

- | | | |
|---------------|--------------------------|-----------------|
| 1. 大型休憩所 | 2. 厚生棟 (2023年6月以降は企業棟B棟) | |
| 3. 5・6号サービス建屋 | 4. 免震棟 * 1 | 5. 事務本館 |
| 6. 旧登録センター | 7. 協力企業棟 | 8. 1～7.以外の構内休憩所 |

* 1 : 免震棟前1～4工区プレハブ休憩所を含みます。なお、1～4号機出入管理所内の2階の休憩所は「5. 事務本館」を選択してください。

福島第一原子力発電所の休憩所について、東京電力に改善してほしいことがありましたら、具体的に以下の欄に書いてください。

設問5 働くことへの不安について

問5. あなた及びご家族の方は、福島第一原子力発電所で働くことに不安を感じていますか。特に不安は感じていませんか。(あてはまるもの1つに○)

1. 不安を感じている

2. 特に不安を感じていない

→ 設問6へ

→ 問5-1. 不安を感じている理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 被ばくによる健康への影響
2. 安定的な収入が保証されない
3. 将来の工事量が見えないため、いつまで働けるかわからない
4. 現場での事故、ケガ、熱中症
5. 福島第一で働くことに対する世間からの評判
6. 震災時のような事故があるのではないかと


7. その他

→ 詳しい内容を以下の欄に書いてください。

設問 6 放射線に対する不安について

問 6. 作業をするうえで放射線に対する不安はありますか。
(あてはまるもの 1 つに○)

1. ない  設問 7 へ

2. ほとんどない  設問 7 へ

3. 多少ある

4. ある

→ 問 6-1. 放射線や汚染に対してどのような不安がありますか。
(あてはまるもの 1 つに○)

1. 過剰被ばく

2. 身体汚染

3. 顔面汚染

4. その他

5. 特にない

→ 具体的な理由を以下の欄に書いてください。

問 7. 福島第一原子力発電所で働くことにやりがいを感じていますか。
(あてはまるもの 1 つに○)

- | | |
|--------------|------------|
| 1. 感じている | 2. まあ感じている |
| 3. あまり感じていない | 4. 感じていない |

→ 問 7-1. やりがいを感じていない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 他の仕事と賃金があまり変わらない
2. 廃炉作業の中での自分の仕事の貢献度がわからない
3. 仕事に重要性を感じない
4. 自分の技術・技能を活かせない
5. その他

→ 詳しい内容を以下の欄に書いてください。

→ 問 7-2. やりがいを感じている理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|----------------------|------------------|
| 1. 昔から福島第一で働いている(愛着) | 2. 福島の復興のため(使命感) |
| 3. 福島第一の廃炉のため | 4. 他より賃金がよい |
| 5. 仕事の進み具合が目に見えてわかる | 6. 興味がある |
| 7. 達成感が得られる | 8. 責任ある仕事を任されている |
| 9. 自分の作業が廃炉に貢献できている | 10. 周りの人から感謝される |
| 11. 自分の技術・技能を活かせる | 12. その他 |

→ 詳しい内容を以下の欄に書いてください。

設問 8 福島第一原子力発電所での就労希望について

問 8. 今後も福島第一原子力発電所で働いていただけますか。(あてはまるもの 1 つに○)

- | | | |
|------------|-------------------|-----------|
| 1. ぜひ働きたい | 2. 働きたい | |
| 3. どちらでもない | 4. どちらかと言えば働きたくない | 5. 働きたくない |

→ 問 8-1. 「3.どちらでもない」「4.どちらかと言えば働きたくない」「5.働きたくない」と思う理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|--------------------------------------|-------------------|
| 1. 作業内容が自分に向いていない | 2. 作業が体力的・精神的にきつい |
| 3. 今後の仕事・作業が見えない | |
| 4. 作業環境の悪さ、廃炉への貢献度等のわりには賃金（手当を含む）が安い | |
| 5. 単身赴任期間が長い | 6. 通勤時間が長い |
| 7. 被ばくによる健康への影響が不安 | 8. その他 |

詳しい内容を以下の欄に書いてください。

→ 問 8-2. 「1.ぜひ働きたい」「2.働きたい」と思う理由は何ですか。
(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1. 作業内容が自分に向いている | 2. 作業が体力的・精神的に楽 |
| 3. 今後やるべき仕事・作業がある | 4. 賃金（手当を含む）が高い |
| 5. 家族の元から通勤できる | 6. 通勤時間が短い |
| 7. 被ばくに不安がない | 8. その他 |

詳しい内容を以下の欄に書いてください。

設問9 現場での作業指示について

問9. 作業現場において、作業員に直接作業指示(安全を守る指示や健康に係る指示は除きます)をする職長や上長が所属する会社と、作業員に給料を支払っている会社(=雇用されている会社)が違っていると、条件によっては法令違反になることを知っていますか。(あてはまるもの1つに○)

1. 知っている

2. 知らない

→ 問9-1. 現在行っている作業での役割を教えてください。(あてはまるもの1つに○)

1. 作業員 (作業班長資格を所持しているだけでは作業班長・職長にはなりません)

2. 作業班長/職長/監理員(主任技術者、工事管理者、放射線管理(責任)者、その他監理員)

→ 設問 10 へ

→ 問9-2. 「1. 作業員」と答えた方のみにお聞きします。

作業指示を誰から受けていますか。(あてはまるもの1つに○)

なお、「作業指示」とは、朝礼等の場で元請職員・上社会社の職長が行う工事全体の流れの説明、安全上の注意や暑い日の休憩指示をのぞく、具体的な作業内容に関する指示のことです。

1. あなたに給料を支払っている会社の職長(上長)

→ 設問 10 へ

2. あなたに給料を支払っている会社以外(元請や上社会社など)の人

→ 問9-3. 必要に応じて確認をしたいと思いますので、さしつかえなければ以下の欄に会社名などを書いてください。

質問	回答
あなたに作業指示を出す会社[A 社]	
あなたと A 社の関係	1. 請負契約の発注者 2. 出向先 3. 派遣労働者としての派遣先 4. その他 ()
あなたに給料を支払っている会社[B 社]	

ご意見などありましたら以下の欄に書いてください。

本設問の詳細については別冊パンフレットにも記載しておりますのでお手持ちの資料としてご活用下さい

設問 10 労働条件の提示について（現場環境を踏まえた賃金割増について）

問 10. 労働契約締結時に、雇用されている会社から契約期間、労働時間、休日、賃金（福島第一の現場環境を踏まえた手当等を含む）などの条件が示された書面（労働条件通知書や雇用契約書等）を受け取っていますか。（あてはまるもの 1 つに○）
 ※次のページに労働条件通知書の例を示しています。

1. 受け取っている

2. 受け取っていない

問 10-3 へ

▶問 10-1. 雇用されている会社から、書面（労働条件通知書や雇用契約書等）に記載された条件どおりに賃金（福島第一の現場環境を踏まえた手当等を含む）は支払われていますか。（あてはまるもの 1 つに○）

1. 支払われている

2. 支払われていない

▶問 10-2. 必要に応じて確認をしたいので、さしつかえなければ「雇用企業名」を教えてください。

雇用企業名	
-------	--

ご意見などありましたら以下の欄に書いてください。

問 10-3. 必要に応じて確認をしたいので、さしつかえなければ「雇用企業名」を教えてください。

雇用企業名	
-------	--

ご意見などありましたら以下の欄に書いてください。

本設問の詳細については別冊パンフレットにも記載しておりますのでお手持ちの資料としてご活用下さい

【サンプル】厚生労働省 労働条件通知書 様式

(建設労働者用；常用、有期雇用型)

労働条件通知書

年 月 日	
殿	
事業主の氏名又は名称 事業場名称・所在地 [建設業許可番号] 使用者 職 氏 名 雇用管理責任者職氏名	
あなたを次の条件で雇い入れます。	
契約期間	期間の定めなし、期間の定めあり (年 月 日 ~ 年 月 日) ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入 1 契約の更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があります・契約の更新はしない・その他 ()] 2 契約の更新は次により判断する。 (契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力) (会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況) (その他 ())
【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】 無期転換申込権が発生しない期間： I (高度専門) ・ II (定年後の高齢者) I 特定有期業務の開始から完了までの期間 (年 月 日 (上限10年)) II 定年後引き続き雇用されている期間	
就業の場所	
従事すべき業務の内容	【有期雇用特別措置法による特例の対象者 (高度専門) の場合】 ・特定有期業務 (開始日： 完了日：)
始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換((1)~(3)のうち該当するもの一つに○を付けること。)、所定時間外労働の有無に関する事項	1 始業・終業の時刻等 (1) 始業 (時 分) 終業 (時 分) 【以下のような制度が労働者に適用される場合】 (2) 変形労働時間制等； () 単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。 [始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日)] [始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日)] [始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日)] (3) フレックスタイム制；始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。 (ただし、フレックスタイム (始業) 時 分から 時 分、 (終業) 時 分から 時 分、 コアタイム 時 分から 時 分) ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条、第 条～第 条 2 休憩時間 () 分 3 所定時間外労働の有無 (有、無)
休日	・定例日；毎週 曜日、国民の祝日、その他 () ・非定例日；週・月当たり 日、その他 () ・1年単位の変形労働時間制の場合一年間 日 ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条
休暇	1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 日 継続勤務6か月以内の年次有給休暇 (有・無) → か月経過で 日 時間単位年休 (有・無) 2 代替休暇 (有・無) 3 その他の休暇 有給 () 無給 () ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条

(次頁に続く)

【サンプル】厚生労働省 労働条件通知書 様式

賃 金	<p>1 基本賃金 イ 月給 (円)、ロ 日給 (円) ハ 時間給 (円)、 ニ 出来高給 (基本単価 円、保障給 円) ホ その他 (円) ヘ 就業規則に規定されている賃金等級等</p> <p>2 諸手当の額又は計算方法 イ (手当 円 /計算方法:) ロ (手当 円 /計算方法:) ハ (手当 円 /計算方法:) ニ (手当 円 /計算方法:)</p> <p>3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外、法定超 月60時間以内 () % 月60時間超 () % 所定超 () % ロ 休日 法定休日 () %、法定外休日 () % ハ 深夜 () %</p> <p>4 賃金締切日 () -毎月 日、() -毎月 日 5 賃金支払日 () -毎月 日、() -毎月 日 6 賃金の支払方法 ()</p> <p>7 労使協定に基づく賃金支払時の控除 (無 , 有 ()) 8 昇給 (有 (時期、金額等) , 無) 9 賞与 (有 (時期、金額等) , 無) 10 退職金 (有 (時期、金額等) , 無)</p>
退職に関する事項	<p>1 定年制 (有 (歳) , 無) 2 継続雇用制度 (有 (歳まで) , 無) 3 自己都合退職の手続 (退職する 日以上前に届け出ること) 4 解雇の事由及び手続 () ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条</p>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険の加入状況 (厚生年金 健康保険 厚生年金基金 その他 ()) ・雇用保険の適用 (有 , 無) ・中小企業退職金共済制度 (建設退職共済制度を含む。) (加入している , 加入していない) ・寝具貸与 有 (有料 (円) ・無料) ・無 ・食費 (1日 円) ・雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口 部署名 担当者職氏名 (連絡先) ・その他 () <p>※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合についての説明です。 労働契約法第18条の規定により、有期労働契約 (平成25年4月1日以降に開始するもの) の契約期間が通算5年を超える場合には、労働契約の期間の末日までに労働者から申込みをすることにより、当該労働契約の期間の末日の翌日から期間の定めのない労働契約に転換されます。ただし、有期雇用特別措置法による特例の対象となる場合は、この「5年」という期間は、本通知書の「契約期間」欄に明示したとおりとなります。</p>

- ※ 以上のほかは、当社就業規則による。
- ※ ここに明示された労働条件が、入職後事実と相違することが判明した場合に、あなたが本契約を解除し、14日以内に帰郷するときは、必要な旅費を支給する。
- ※ 本通知書の交付は、労働基準法第15条に基づく労働条件の明示及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律第7条に基づく雇用に関する文書の交付を兼ねるものである。
- ※労働条件通知書については、労使間の紛争の未然防止のため、保存しておくことをお勧めします。

設問 11 APD の不正使用について

問 11. 2022 年 9 月～現在の期間で、作業中に個人線量計(APD)の正しくない使い方を構内で見かけたり、正しくない使い方を指示されたりしたことがある場合は、以下の欄にその時期や詳しい内容を書いてください。(ただし、元請企業や雇用企業が実施する朝礼・研修における悪い事例の説明、注意喚起等は除きます)

記入欄

【時期はいつごろですか】

【どのような使い方でしたか】

【(指示されたことがある場合) 誰からどのような指示をされましたか】

問 11-1. 必要に応じて確認をしたいので、さしつかえなければ APD の正しくない使い方をしていた「雇用企業名」を教えてください。

雇用企業名	
-------	--

設問 12 福島第一原子力発電所構内での作業時間について

問 12. 福島第一原子力発電所構内での個人線量計(APD やガラスバッジ等)をつけた 1 日の作業時間は、原則 10 時間(法定労働時間 8 時間 + 残業時間 2 時間)以内にしなければならないことを知っていますか。(あてはまるもの 1 つに○)

1. 知っている

2. 知らない

※変形労働時間制の場合は 10 時間超の勤務が認められる場合があります。

→ 問 12-1. 福島第一原子力発電所構内で線量計をつけたあなたの 1 日の作業時間(休憩時間を除く)は、10 時間以内ですか。

ただし、変形労働時間制の方は「3.」のみに○をしてください。

1. 10 時間以内

→ 設問 13 へ

2. 10 時間を超えている

3. 変形労働時間制である

→ 設問 13 へ

→ 問 12-2. 必要に応じて確認をしたいので、さしつかえなければ「雇用企業名」を教えてください。

雇用企業名	
-------	--

ご意見などありましたら以下の欄に書いてください。

< 参考 >

福島第一原子力発電所での作業時間は、原則 10 時間(法定労働時間 8 時間 + 時間外 2 時間)以内にしなければなりません。

- ・福島第一の構内に滞在する時間=作業時間が基本です。ただし、事前に決められた休憩時間は作業時間に含まれません。
- ・構内休憩所における朝礼、TBM-KY、打合せ、待機、装備の着脱、退構時の車両スクリーニング時間なども作業時間に含まれます。

設問 13 東電社員の態度について

問 13. 東電社員の態度についてお尋ねします。(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|------------|---------|
| 1. 良い | 2. まあ良い |
| 3. ふつう | |
| 4. あまり良くない | 5. 良くない |

問 13-1. 「4.あまり良くない」「5.良くない」と感じる理由は何ですか。

(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-----------------|-------------------|
| 1. あいさつ | 2. 高圧的な態度 |
| 3. 現場にほとんど来ない | 4. 無理なスケジュールを要求する |
| 5. 身だしなみ | 6. 廃炉に向け一体感を感じない |
| 7. 相談しにくい雰囲気がある | 8. その他 |

「1～8.」とお答えになった方でご意見がありましたら、以下の欄に書いてください。←
皆さまのご意見をもとに対策につなげていきたいと考えておりますので、記載例を参考に
より具体的にご意見をお聞かせ下さい。

(例：○月頃、○○の現場で朝、20代前半ぐらいの社員とすれ違った際に、こちらは
あいさつをしたが、返事がなかった。)

問 13-2. 「1. 良い」「2. まあ良い」と感じる理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|--------------|-----------------|
| 1. あいさつ | 2. 丁寧な対応 |
| 3. 現場によく来る | 4. 安全を最優先にしている |
| 5. 身だしなみ | 6. 廃炉に向け一体感を感じる |
| 7. なんでも相談できる | 8. その他 |

詳しい内容を以下の欄に書いてください。←

設問 14 あなた自身についてお聞かせください

問 14. あなたは処理水及び廃炉関連等の情報について、どこから入手していますか。
(あてはまるものすべてに○)

1. テレビ（ニュース） 2. 新聞 3. インターネット 4. 東電からの情報
5. 所属する企業等からの情報 6. その他

問 14-1 「4. 東電からの情報」とお答えになった方は、具体的にどこから入手していますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 東京電力ホームページ（処理水ポータルサイト含） 2. 情報誌（はいろみち など）
3. 1 FOR ALL JAPAN 4. 社内テレビ 5. 掲示板 6. その他

「6. その他」とお答えになった方は、具体的な入手先を以下の欄に書いてください。

「6. その他」とお答えになった方は、具体的な入手先を以下の欄に書いてください。

問 14-2 廃炉等の情報について、このような情報が知りたい等ご意見がありましたら、具体的な内容を以下の欄に書いてください。

東京電力は、福島第一原子力発電所で働く皆さまが、お互いを尊重し、心をこめてあいさつし合える環境を目指しています。

問 15. あなたは福島第一原子力発電所において、同じ環境の中で働く皆さまに対し、お互いを尊重し、あいさつをしていますか。(あてはまるもの1つに○)

1. あいさつをしている 2. あいさつをしていない

あいさつに関してご意見がありましたら、具体的な内容を以下の欄に書いてください。

自由
意見

東京電力に改善してほしいことがありましたら、具体的に以下の欄に書いてください

福島第一原子力発電所で廃炉作業をするにあたり、不便・不満を感じている施設環境などについて、東京電力に改善してほしいことがありましたら、具体的に以下の欄に書いてください。

- (例：〇〇にあるエアコン・トイレが故障しているので修理してほしい。
：作業靴のクッションが古くなっているので取り換えてほしい。
：〇〇のルールが周知されていないので、もっと周知してほしい。)

いただいたご要望への改善事例を別冊パンフレットにし、同封しております。

労働環境の改善に向けたアンケートは以上です。
ご協力いただきありがとうございました。
ご安全に！

福島第一における作業員の健康管理について

(厚労省ガイドラインへの対応状況)

2023年7月27日

TEPCO

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一における作業員の健康管理対策として、各元請事業者及び東京電力が以下の確認を行う仕組みを構築し運用中

- ・対象:健康診断受診者(※)のうち、結果で「要精密検査」・「要治療」・「要治療継続」と判定された者
- ・内容:上記対象者が医療機関を受診し、必要な者に対する就業措置等の対応が取られていることの確認

※関係法令により、放射線業務従事者として従事を始めるとき及び、以降2回／年の頻度で健康診断を受けることが義務付けられている。上記の各判定は、これらに基づく判定。

<経緯>

- ・厚労省のガイドラインへの対応として、産業医科大学殿から頂いたご指導を具体的な達成目標とし、各元請事業者の協力のもと、2016年7月(一部8月)より、当該運用を開始。
- ・当面、四半期毎に各元請事業者より管理状況報告を受けて確認することとしている。
(2016年度第2四半期の管理状況より、廃炉・汚染水・処理水対策チーム会合事務局会議で報告を実施)
- ・今回、2022年度第4四半期分(1～3月の健康診断)の管理状況及び2022年度第3四半期分以前のフォローアップ状況を確認。⇒ 結果概要は2、3頁に記載。

【具体的な達成目標】

東京電力及び元請事業者により、関係請負人の作業員について、以下の5点が確実に実施されている状態を実現させること

- ①定期的に必要な健康診断を全員が受けていること
- ②健康診断の結果、治療または精密検査が必要とされた作業員が、医療機関を受診していること
- ③医療機関を受診して治療が必要とされた作業員が、すくなくとも福島第一構内で働く間は、必要な治療を継続していること
- ④定期的な健康診断の結果に基づき、就業上の措置を含む対応が行われていること
- ⑤就業上の措置の実施状況が継続的に確認され、見直しが行われていること

第4四半期(1~3月)に実施の健康診断に対する管理状況の取り纏め結果

(1)健康診断受診及び結果の状況 [集約の対象: 50事業所 (元請事業者数48社)]

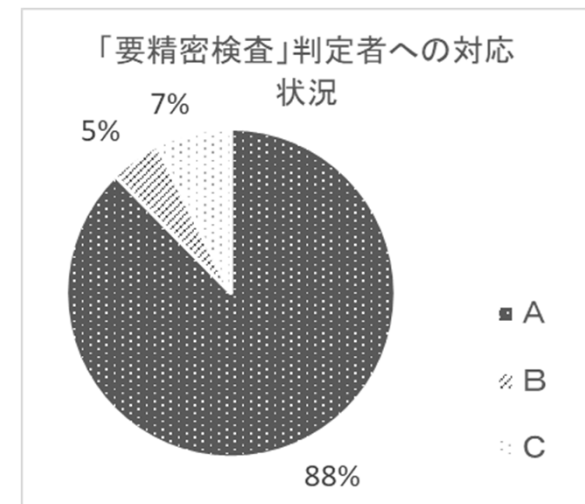
- ・期間中の健診受診者数は、合計3,954人で、そのうち、「要精密検査」は全体の8.6%の339人であった。
(「要精密検査」「要治療」「要治療継続」のいずれかの判定者は全体の26.0%の合計1,030人)

(2)「要精密検査」判定者への対応状況

- ・各元請事業者からの報告時点で、既に88%が精密検査を受診し必要な者に対する就業措置まで完了(A)の状況にあり、近く完了が見込める者(B)を含めると93%となった。
- ・各社とも構築した仕組みのもとで、指導、管理が適切に実施されている状況にある。
- ・指導後も未受診(C)と回答の7%は、次の2023年度第1四半期分報告時にその後の状況を確認する。

・「要精密検査」判定者の人数 339人

対応状況 A(精密検査を受診し、必要な場合は事業者による就業措置まで完了)	297人
B(現在、途中段階)	17人
C(指導後も未受診)	25人



⇒各元請事業者から適切に報告がなされ、各社が構築した仕組みが有効に機能し、関係請負人での実施状況まで把握できる状態。

注)人数は各社からの報告の単純集計であり、所属の異動や健康診断種別ごとにカウントしているケースなどによる重複もある。次ページも同じ。

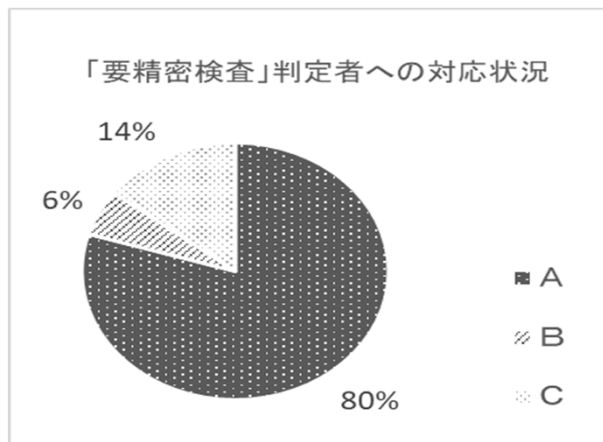
3. 2022年度 第3四半期分以前のフォローアップ状況

第3四半期分報告の「要精密検査」判定者への対応フォローアップ状況

「要精密検査」判定者の人数 379人

【第3四半期報告当時】2023年3月

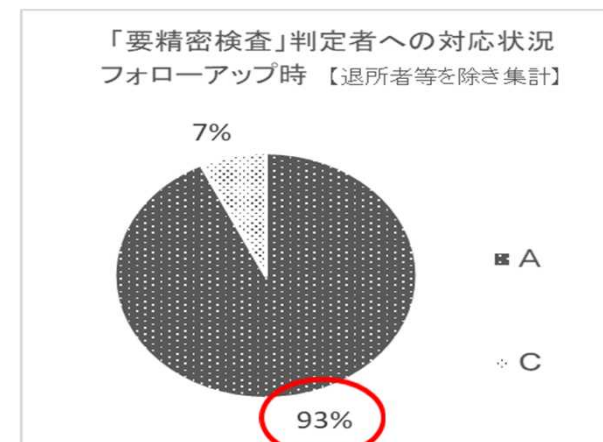
A (精密検査を受診し、必要な場合は事業者による就業措置まで完了)	302人
B (現在、途中段階)	22人
C (指導後も未受診)	55人



【フォローアップ状況報告時】2023年6月

A (精密検査を受診し、必要な場合は事業者による就業措置まで完了)	343人
C (指導後も未受診)	26人

(健康診断受診後に間もなく退所した者等を除く)



⇒第3四半期報告時点で対応が完了していなかった対象者も**継続した対応がなされ、今回のフォローアップ報告時点で93%まで完了**(退所者等は除く集計)。残り7%(26人)も継続して確認していく。

第2四半期分報告の「要治療」・「要治療継続」判定者への対応状況

(「要治療」・「要治療継続」者への対応状況については、次々四半期報告で報告を求める運用としている)

⇒健康診断後の退所者を除き、全員が治療を開始、または治療継続中であることを確認。